

公募型一般競争入札（事後審査型）

播管第21号 播但連絡道路
道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）

入札公告

- ① 入札公告本文

提示資料

- ② 工事（業務）費内訳書の提出及び特約条項の追加について
- ③ 特定の違法行為に関する特約条項・特記事項等

様式

- ④ 公募型一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式3号の3）
- ⑤ 設計図書複写申込書（様式9号の3）
- ⑥ 入札参加資格確認資料
 - ・ 同種又は類似の工事の施工実績（様式5号）
 - ・ 配置予定技術者の資格（様式6号の2）
 - ・ 現場代理人の資格（様式6号の3）
 - ・ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係（様式7号）
- ⑦ 入札書・委任状・入札辞退届
- ⑧ 工期通知書（様式1号）
- ⑨ 誓約書
- ⑩ 質問書（様式20号）
- ⑪ 入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）
- ⑫ 低入札価格調査に係る資料（お知らせ(様式1号)・記載要領等）
- ⑬ 低入札価格調査 様式（様式2号～様式15号）

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社
契約担当者
播但連絡道路管理事務所長

工事（業務）費内訳書の提出及び特約条項の追加について

下記について、ご承知の上、入札に参加してください。

記

1 工事（業務）費内訳書の提出

入札に関する条件として工事（業務）費内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに工事（業務）費内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

工事（業務）費内訳書は、「金抜設計書のすべての項目について記載したもの（任意様式）」及び「入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）」の両方を提出して下さい。

積算については、自己積算を原則とするので、自己積算していない方、他者に自らの工事（業務）費内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した工事（業務）費内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので、特に注意してください。

さらに、入札参加者は、お互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

契約書に別紙記載のとおり「特定の違法行為に関する特約条項」を追加することになります。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であつたすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であつた者は、発注者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2項から第7項まで、第10項、第11項、第14項及び第15項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

(警察本部長から得た情報の利用)

- 8 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。
- 9 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）若しくは公営企業管理者若しくは病院事業管理者が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この

項において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を準用する。

- (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したと認められるとき。
- (8) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(8)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らず発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 12 第10項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条」とあるのは、「暴力団等排除に関する特約第10項」とする。

(違約金の徴収)

- 13 第10項において準用する建設工事請負契約書第54条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 14 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者とししないこと。
 - (3) 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
 - (4) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第10項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 15 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 16 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察本部長に協力を求めることができる。

下請契約等における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、この契約に係る建設工事の注文者（当該建設工事を発注した兵庫県道路公社の契約担当者）を通じて、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長に提供することができる。
- 7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡

したと認められるとき。

(8) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者との特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

8 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

9 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。

(3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

10 受注者は、下請契約等を締結する場合においては、前項に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（第2項の規定によりこの特約に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。
- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

- 第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず公社以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
- (1) 受注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。
- 7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

- 第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、建設工事請負契約書第54条第2項及び第6項の規定を準用する。
- (1) 受注者が、発注者に対し、第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 受注者が、発注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- 2 この項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書規第53条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第46条」とあるのは、この特記事項のこの項とする。
- 3 この項において準用する建設工事請負契約書第54条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第59条の規定を適用する。

(損害賠償)

- 第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

- 第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(下請契約等用)

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）

2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項に準じた規定を含んだ下請契約を締結しなければならない。

(受注者及び受注関係者に対する措置)

第2 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超える場合は、発注者に対し、この契約を締結する時までに労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。

- 2 受注者が、この契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず公社以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。
 - (1) 発注者に対し 第4及び第5の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。
- 6 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して、その損害を請求することはできない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 受注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出が公社にあった場合において、公社が行う当該申出に係る労働基準監督署への通報に必要な情報について、発注者から報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第1項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
 - 4 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 受注者は、その雇用する特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見が労働基準監督署から公社にあり、公社の要請を受けた発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、発注者が定める期日までに、当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金について第1項の意見があり、発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、受注関係者に当該支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

公募型一般競争（事後審査型）入札参加申込書

工 事 番 号 ： 播管第 2 1 号
工 事 名 ： 播但連絡道路
 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）
入 札 日 ： 令和 8 年 9 月 1 6 日（水） 午後 1 時 3 0 分～
入 札 場 所 ： 兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所 会議室

上記工事に係る競争入札への参加を申し込みます。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに
現在有効な兵庫県入札参加資格者名簿(7)に記載した「関係する会社」※が事実と相違ない
ことを誓約します。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

※「関係する会社」双方が、同一の一般競争入札に参加することを制限しています。

令和 年 月 日

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 上村博康 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

建設業許可番号

大臣・知事

特 第

号

建設業許可年月日

年

月

日

設計図書複写申込書

播管第 2 1 号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）に係る設計図書を下記により複写を希望します。

記

- | | | | |
|---|-----------------|---|---|
| 1 | 金抜設計書（特記仕様書を含む） | 1 | 冊 |
| 2 | 図面 | 1 | 式 |

令和 8 年 月 日

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 上村博康 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

-----きりとり-----

商号又は名称

設計図書複写確認書

播管第 2 1 号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）に係る設計図書について、下記により複写してください。

複写業者に事前に電話連絡のうえ、受領日等の打合せをしてください。

なお、受領の際にはこの確認書（受付印のあるもの）が必要ですので、ご注意ください。

記

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 受領期限 | 令和 8 年 8 月 2 8 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| 2 | 複写業者 | |
| | 所在地 | 神崎郡福崎町南田原 1 4 5 6 ― 1 7 |
| | 名 称 | 中井綜合印刷株式会社 |
| | 電 話 | 0 7 9 0 ― 2 2 ― 0 3 0 0 |
| 3 | 設計図書複写代金 | <u>金 1, 5 0 0 円</u> （消費税込み） |

受 付 印

同 種 又 は 類 似 の 工 事 の 施 工 実 績

商号又は名称

※【特別共同企業体の場合】

〇〇特別共同企業体

構成員

商号又は名称

対象工事名：播管第21号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）

項目 \ N o .		1	2	3
工 事 名 等	発注機関名			
	工事名			
	工事場所			
	契約金額	円	円	円
	施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注形態	単体 / 特別共同企業体（出資比率 %）	単体 / 特別共同企業体（出資比率 %）	単体 / 特別共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	施工延長			
	使用機材・数量			

- (注) 1 入札公告において明示した同種又は類似の工事の施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了しているもの）を、3工事以内で記載してください。
- 2 特別共同企業体にあつては、各構成員単位で作成してください。
- 3 上記の記載内容の確認できる契約書（変更契約を含む）の写し、CORINSの写し（工事名称、発注機関、契約金額、工期、受注形態の確認できるもの）及び工事内容が確認できる必要最小限の書類（①平面図 ②構造図 ③設計書・仕様書 等）を添付してください。
- 4 工事概要等の各欄には、入札参加資格要件が確認できる工事内容を記載してください。
- 5 提出資料は、A4サイズに統一してください。 また、書類種別（様式）ごと、工事ごとに整理し、インデックスを付けてください。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格

商号又は名称

対象工事名:播管第21号 播但連絡道路 道路維持修繕工事(料金収受機械設備データ処理装置他更新工事)

項目 \ 氏名	「記載例」 ○ ○ ○ ○			
最終学歴	○○大学工学部土木学科○○年卒業			
法令による免許等	(例) 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・ 技術士（建設部門、農業土木、林業部門の森林部門）・ 監理技術者資格等（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（修了年月日及び修了証番号）			
対象工事における現場代理人との兼務（予定）の有無				
現在従事している工事名等				
当該技術者が兵庫県の他の一般競争入札、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の配置予定技術者となっている工事名				

- （注） 1 法令による免許等については、免許等を証する書面の写しを添付してください。また、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込期限日に3か月以上の雇用関係）があることがわかる書類（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）を併せて提出してください。
- 2 配置予定技術者は3名以内で記載し、契約締結後は、記載した技術者の中から専任で配置してください。また、現場代理人を兼務させる場合は、兼務（予定）の有無を記載してください。兼務（予定）が無い場合は、様式第6号の3を提出してください。
- 3 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行ってください。
- また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行ってください。
- なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行ってください。
- 4 対象工事における配置予定技術者と現場代理の兼務（予定）の有無欄に有の場合は、現場代理人の資格（直接的かつ恒常的な雇用関係直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込期限日に3か月以上の雇用関係））のみ審査します。
- 他の工事との現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」に基づき、発注者と協議してください。

現 場 代 理 人 の 資 格

商号又は名称

※【特別共同企業体の場合】
○○特別共同企業体
構成員
商号又は名称

対象工事名:播管第21号 播但連絡道路 道路維持修繕工事(料金収受機械設備データ処理装置他更新工事)

項目 \ 氏名	「記載例」	○	○	○	○			
最終学歴	○○大学工学部土木学科○○年卒業							
雇用期間	平成○年○月○日から							
現在従事している工事名等								
当該現場代理人が兵庫県の他の一般競争入札、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の現場代理人となっている工事名								

- (注) 1 直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込期限日に3か月以上の雇用関係)があることがわかる書類(住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等)を併せて提出してください。
- 2 現場代理人は3名以内で記載し、契約締結後は、記載した現場代理人の中から常駐で配置してください。ただし、現場代理人の常駐義務が緩和されている場合は、この限りではありません。
- 3 対象工事において配置予定技術者に現場代理人を兼務させる場合(様式6号又は6号の2に記載)は、本様式の提出は不要です。
- 4 対象工事における配置予定技術者と現場代理の兼務(予定)の有無欄に有の場合は、現場代理人の資格(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込期限日に3か月以上の雇用関係))のみ審査します。
他の工事との現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」に基づき、発注者と協議してください。

建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

商号又は名称

対象工事名:播管第21号 播但連絡道路 道路維持修繕工事(料金収受機械設備データ処理装置他更新工事)

項 目	内 訳			
建設業法の規定による特定建設業の許可状況 ※ 建設業の許可の通知書を参照のこと	(発注業種の許可状況 業種 ・ 許可年月日 ・ 許可番号)			
	業種: 電気通信工事	許可年月日 : 平成 年 月 日	許可番号 : 特・般 号	
建設業法の規定による経営事項審査の状況 ※ 総合評定値通知書を参照のこと	(発注業種の総合評定値 業種 ・ 審査基準日 ・ 総合評定値)			
	業種: 電気通信工事	審査基準日 : 平成 年 月 日	総合評定値 点	(うち経営事項審査総合評定値 点、技術・社会貢献評価点 点)
入札参加資格における格付等級及び技術・社会貢献評価数値の状況 ※ 技術・社会貢献評価点の通知はがきを参照のこと	(格付等級及び技術・社会貢献評価数値 業種 ・ 格付等級 ・ 評価数値)			
	業種: 電気通信工事	格付等級 :	当該工種における工事成績の評価点 点	
本工事に係る設計業務等の受託者との関係	当該受託者の発行済株式の保有状況及び当該受託者への出資状況 (いずれかを○で囲み、有の場合は総額に対する割合を記載する。)		無	有 (株式 %) (出資 %)
	当該受託者の役員となっている当社の役員の有無 (いずれかを○で囲み、有の場合は兼務している役員の役職名及び氏名を記載する。)		無	有 (役職名:) (役員氏名:)

- (注) 1 特別共同企業体にあつては、各構成員単位で作成してください。
- 2 特定建設業の許可の通知書の写し(契約締結予定日において法定有効期間内にあるもの)を添付してください。
- 3 総合評定値通知書の写し(契約締結予定日において法定有効期間内にあるもの)を添付してください。
- 4 技術・社会貢献評価点の写しを添付してください。
- 5 本工事に係る設計業務等の受託者と関係があるとした場合は、株式の保有状況、出資状況及び役員の就任状況が確認できる登記簿謄本等の写しを添付してください。
- 6 制限付き一般競争入札の公告において、特定建設業の許可を受けていることを入札参加要件としていない場合は、特定建設業関連の記載及び上記2は不要です。
- 7 制限付き一般競争入札の公告において、本工事に係る設計業務等の受託者が示されていない場合は、本工事に係る設計業務等の受託者関連の記載及び上記4は不要です。

工 事 請 負 入 札 書

工 事 名	播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）
工 事 場 所	姫路市花田町上原田～朝来市和田山町久世田
入 札 金 額	¥

上記工事については、兵庫県道路公社会計規程はもちろん、契約条項その他
関係書類及び現場熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県道路公社
播但連絡道路管理事務所長 上村博康 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

登録番号

第 号

登録年月日

年 月 日

- 注 1 金額は訂正しないこと。
2 金額の数字はアラビア数字を用い、1,500,000- 1,500,000.00のいずれかの方法により表示すること。

当 社	課税事業者
なお、	は消費税に係る
私	免税事業者

であることを届出します。

委任状

私は、 _____ を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

記

播管 第 21 号 播但連絡道路
道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）

の入札及び見積に関する一切の権限

受 任 者	
使用印鑑	

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長 上村博康 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

入 札 辞 退 届

工事番号

工 事 名

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県道路公社

播但連絡道路管理事務所長 上村博康 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

(様式 1 号)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

契 約 担 当 者
兵庫県道路公社
播但連絡道路管理事務所長 様

住 所
商号又は名称
氏 名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇
契 約 予 定 年 月 日	令和〇年〇月〇日
工 期 の 始 期 日	令和〇年〇月〇日
工 期	工期の始期日から 令和〇年〇月〇日まで（〇〇〇日間）

*一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には、契約締結までに提出すること。

*契約書には、本通知書により通知した工期（工期の始期日及び終期日）を記載する。

(建設工事 受注者用)

誓 約 書

下記 1 の兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 工事請負契約名

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団

イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員

ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前 3 号のほか本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () ー 番

電子メール _____

誓 約 書

下記 1 の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 元請工事契約

(1) 契約名

.....

(2) 発注者

兵庫県道路 播但連絡道路管理事務所長

(3) 元請負人

ア 住所（所在地）

イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団

イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員

ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前 3 号のほか本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

下請工事契約の発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () ー 番

電子メール _____

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

2 誓約事項

-
- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに公社へ報告を行うこと。
- ア 公社から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
- イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
- ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に公社が定める誓約書を提出させ、その写しを公社に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに公社が行う本契約の解除、違約金の請求その他公社が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
- ア 公社に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () ー 番

電子メール _____

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓 約 書

下記 1 の元請契約の履行に伴い、下請契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 元請契約名

(1) 契約名

.....

(2) 元請発注者

兵庫県道路 播但連絡道路管理事務所長

(3) 元請負人

ア 住所(所在地)

イ 氏名(名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときには、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

下請工事契約の発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () ー 番

電子メール _____

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

社会保険等加入対策に関する誓約書

下記 1 の建設工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、社会保険関係法令の遵守を徹底するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 工事名

2 誓約事項

- （1）次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）としないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- （2）前号の誓約事項に違反したとき（当該保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者に認められたときを除く。）に発注者が行う本工事契約の解除、違約金の請求、違約罰の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

（発注者）
契約担当者

兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所長 様

（受注者）

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法人名
代表者（職氏名） 〕

電 話 （ ） ー 番

電子メール _____

(様式20号)

年 月 日

兵庫県道路公社
契約担当者
播但連絡道路管理事務所長 様

入札参加希望者名：

電話番号：

質問書

このことについて、下記のとおり質問書を提出します。

記

- 1 工事番号 播管 第21号
- 2 工事名 播但連絡道路 道路維持修繕工事（料金収受機械設備データ処理装置他更新工事）
- 3 工事場所 姫路市花田町上原田～朝来市和田山町久世田
- 4 開札日 令和8年9月16日（水）午後1時30分
- 5 質疑書

番号	図面番号	質疑事項
1		
2		
3		
4		
5		

※質問欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
直接工事費計											工事費内訳書の直接工事費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち材料費											
				1	式						
うち労務費											
				1	式						
共通仮設費計											工事費内訳書の共通仮設費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
現場管理費											工事費内訳書の現場管理費の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち法定福利費の事業主負担額											
				1	式						
うち建退共制度の掛金											
				1	式						
工事原価計											工事費内訳書の工事原価計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち安全衛生経費											
				1	式						

※本経費内訳書は、入札公告等で「不可欠な経費内訳書」という。

☆金額欄のうち太囲みのみ記載を要する。

留意事項： R8.7入札公告分より太囲みの金額欄に金額の記載がない者が行った入札は無効とします。

様式 1 号

入札参加希望者各位

兵庫県道路公社

契約担当者

播但連絡道路管理事務所長 上村 博康

低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合の取扱いについて

この入札においては、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けていますが、調査基準価格を下回った価格をもって建設工事請負契約を締結する場合には、下記 1 及び 2 のとおりとしますので、下記について御承知の上、入札に参加してください。

記

1 契約保証金

契約の締結までに契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付してください。

2 配置技術者の増員

専任で配置すべき監理技術者とは別に、同等の要件を満たす監理技術者を追加して専任で配置してください。

3 その他

調査基準価格を下回った価格をもって入札した場合には、低入札価格調査に協力していただくこととなりますが、低入札価格調査に係る資料については、別途指示する期限日までに持参もしくは郵送により提出してください。（※郵送による場合は、提出期限日の消印まで有効とする。）

なお、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付することができないと認められたとき又は必要な技術者を追加して専任で配置することができないと認められたときは、その者のした入札は無効とします。

低入札価格調査提出資料に係る記載要領及び添付書類

様式番号	様式名	記載要領	添付書類
2号	入札金額決定理由書	1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。	
3－1号	工事費内訳書	1 設計書（金抜設計書）に対応する工事費内訳書とする。 2 以下の様式に記載する内容と矛盾のない工事費内訳書とする。 3 契約対象工事の施工に当たって必要となる全ての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。 4 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。 5 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。 このうち、様式5に記載する技術者及び様式12号に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。 6 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。 7 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。	1 下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
3－2号	共通仮設費（率分）内訳書	1 運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費など算定根拠を明確にした上で適切に計上するものとする。	
3－3号	現場管理費内訳書	1 労務管理費、安全訓練等に要する経費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録費用など算定根拠を明確にした上で適切に計上するものとする。	
3－4号	一般管理費内訳書	1 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、調査研究費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費など算定根拠を明確にした上で適切に計上するものとする。	
4－1号	下請予定業者等一覧表	1 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。 2 使用を予定する手持資材については様式8－1、購入予定の資材については様式8－2、使用を予定する手持機械については様式9、確保しようとする労務者については様式10に対応した内容とする。	1 本様式に記載した全ての下請予定業者について、その押印した見積書を添付する。
4－2号	下請別契約予定内訳表	1 下請予定業者が担当する工種等を下請予定業者毎に記載する。 2 「下請契約（予定）」合計と「直接施工」を合計したものが「入札者の積算」となること。 3 各下請予定業者の「工事価格」は、様式4－1号の「請負金額」以上であること。	
5号	配置予定技術者について	1 配置を予定する監理技術者について記載する。 2 追加して配置する技術者についても記載する。 ※ 本様式は、提出期限にかかわらず、契約担当者から連絡があった日の翌日に提出するものとする。	1 本様式に記載した監理技術者が入札申込日以前に3か月以上の雇用関係があることを証明する健康保険証等の写しを添付する。 2 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式番号	様式名	記載要領	添付書類
6－1号	対象工事付近の手持工事の状況	1 契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持工事ごとに作成する。 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。	1 本様式に記載した手持工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。 2 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付する。
6－2号	対象工事に関連する手持工事の状況	1 契約対象工事と同種又は同類の手持工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持工事ごとに作成する。 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。	1 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付する。
7号	契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関係（地理的条件）	1 入札者の事業所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。 2 当該事業所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて計数的に明らかにする。	1 本様式に記載した入札者の事業所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
8－1号	手持資材の状況	1 契約対象工事で使用する予定の手持資材について記載する。	1 本様式に記載した手持資材について、その保有を証明する帳簿の写しを添付する。
8－2号	資材購入予定先一覧	1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。 （例）協力会社、同族会社、資本提携会社等 また、取引年数を括弧書きで記載する。 3 手持資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。	1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。
9号	手持機械の状況	1 契約対象工事で使用する予定の手持機械について記載する。 2 「単価（原価）」の欄は、手持機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。	1 本様式に記載した手持機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写しを添付する。
10号	労務者の確保計画	1 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。 自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。 （例）協力会社、同族会社、資本提携会社等 なお、取引年数を括弧書きで記載する。	1 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面等を添付する。 2 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4－1号の添付資料として提出する。

様式番号	様式名	記載要領	添付書類
11号	建設副産物の搬出地	1 契約対象工事で発生する全ての建設副産物について記載する。 2 「受入価格」の欄には、建設副産物の受入予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。	1 受入予定会社が押印した受入承諾書を添付する。 2 受入予定会社が押印した見積書を添付する。
12号	交通誘導員配置計画	1 交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。 2 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。 自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。 3 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。	1 交通誘導員の派遣を受ける場合にあつては、派遣予定会社が押印した見積書を添付する。 2 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、その者が自社社員であることを証明する書面等を添付する。 3 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。
13号	施工体制台帳	1 現時点で予定している下請業者等を記載する。	
14号	過去に施工した公共工事名及び発注者	1 過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。 なお、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。 2 工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。	
15号	公社発注工事の受注状況	1 兵庫県道路公社から過去5年間に元請として施工した工事の実績について記載する。 なお、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。 2 工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。	

*** 調査対象入札価格資料の提出について**

1 最低の価格の入札をした者（失格基準価格以上の最低の価格をもって入札した者。以下「調査対象最低価格入札者」という。）を対象に、調査基準価格を下回った入札価格（以下「調査対象入札価格」という。）の調査を行います。

2 調査対象最低価格入札者は、指定する期限までに次に掲げる資料を提出してください。

- (1) 入札金額決定理由書（様式2号）
- (2) 工事費内訳書（様式3-1号）
- (3) 共通仮設費（率分）内訳書（様式3-2号）
- (4) 現場管理費内訳書（様式3-3号）
- (5) 一般管理費内訳書（様式3-4号）
- (6) 下請予定業者等一覧表（様式4-1号）
- (7) 下請別契約予定内訳表（様式4-2号）
- (8) 配置予定技術者について（様式5号）
- (9) 対象工事付近の手持工事の状況（様式6-1号）
- (10) 対象工事に関連する手持工事の状況（様式6-2号）
- (11) 契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連（地理的条件）（様式7号）
- (12) 手持資材の状況（様式8-1号）
- (13) 資材購入予定先一覧（様式8-2号）
- (14) 手持機械の状況（様式9号）
- (15) 労務者の確保計画（様式10号）
- (16) 建設副産物の搬出地（様式11号）
- (17) 交通誘導員配置計画（様式12号）
- (18) 施工体制台帳（様式13号）
- (19) 過去に施工した公共工事及び発注者（様式14号）
- (20) 公社発注工事の受注状況（様式15号）
- (21) 直近2期分の決算報告書
- (22) その他契約当事者が必要と認める事項に関するもの

3 提出部数 2部

4 提出先及び提出期限

- (1) 提出先 兵庫県道路公社 播但連絡道路管理事務所
- (2) 提出期限 令和8年9月28日(月)午後5時まで

入札金額決定理由書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 入札金額
- 4 入札金額決定理由

※ なお、当該価格で入札した理由の概要を、兵庫県道路公社低入札価格調査制度取扱要領第11条に規定する低入札価格調査の実施内容（様式18号）において公表されることに異議ありません。

所在地

商号又は名称

代表者名

印

様式3-2号

共通仮設費(率分)内訳書

	項 目	金 額(円)	算 定 根 拠	備 考
運搬費	1 機械器具の運搬に要する費用			
	2 現場内における器材の運搬に要する費用			
準備費	1 準備及び後片づけに要する費用			
	2 調査、測量、丁張り等に要する費用			
	3 伐開、整地及び除草に要する費用			
事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用			
安全費	1 交通管理に要する費用			
	2 安全施設等に要する費用			
	3 安全管理に要する費用			
	4 1～3に掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用			
役務費	1 土地の借上げに要する費用			
	2 電力、用水等の基本料			
技術管理費	1 品質管理のための試験等に要する費用			
	2 出来形管理のための測量等に要する費用			
	3 工程管理のための資料の作成に要する費用			
	4 1～3に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用			
営繕費	1 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用			
	2 労働者宿舍の営繕に要する費用			
	3 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用			
	4 労働者の輸送に要する費用			
	5 営繕費に係る敷地の借上げ費用			
計				

現場管理費内訳書

	項 目	金 額(円)	算 定 根 拠	備 考
労務管理費	現場労働者に係る次の費用			
	1 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)			
	2 慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	3 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用			
	4 賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	5 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用			
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車等の租税公課 ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。			
保険料	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他損害保険の保険料			
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当(危険手当、通勤手当、火薬手当等)及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く			
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
交際費	現場への来客等の対応に要する経費			
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。			
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費			
工事登録費用	工事実績の登録等に要する費用			
雑費	上記に属さない諸費			
計				

様式3－4号

一般管理費内訳書

	項 目	金 額(円)	算 定 根 拠	備 考
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬			
従業員 給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与			
退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金			
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額			
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する経費			
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用備品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用			
調査研究費	技術研究、開発等の費用			
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用			
交際費	本店及び支店などへの来客等に対応する費用			
寄付金				
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料			
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却費			
試験研究費償	新製品又は新技術開発のために特別に支出した費用の償却額			
開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額			
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課			
保険料	火災保険及びその他の損害保険料			
契約保証費	契約の保証に必要な費用			
雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用			
計				

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 至 年 月
----	----------------

請負金額(税抜)	
----------	--

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

下請工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税抜)		円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持資材
	代金額(税抜)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税抜)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

様式 4-2 号

下 請 別 契 約 予 定 内 訳 表

[illegible]

令和 年 月 日

兵庫県
契約担当者
兵庫県道路公社
播但連絡道路管理事務所長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

配置予定技術者について

平成 年 月 日に入札執行された 工事の契約の相手方となった
場合には、下記の技術者を専任で配置することを報告します。

なお、追加して配置する技術者については、工事施工中、監理技術者（主任技術者）を補助させ、建設業法第26条の3に規定する監理技術者（主任技術者）の職務と同様の職務を行います。

記

技術者の別	ふりがな 氏 名	生年月日	資 格	備 考
監理技術者 又は 主任技術者				
追加して 配置する 技術者				

注 共同企業体である場合、増員する技術者は代表構成員が配置すること。

様式 6－1 号

対象工事付近の手持工事の状況

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額 (円)	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

対象工事に関連する手持工事の状況

[illegible]

契約対象工事箇所と事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

事業所住所

事業所資材置場

施工場所

事業所・資材置場
と工事現場の距離

事業所・資材置場と工事現場の距離が確認できる図面（延長、位置等を記載すること。）

詳細図

様式8-1号

手持資材の状況

[illegible]

様式9号

手持機械の状況

[illegible]

労務者の確保計画

[illegible]

建設副産物の搬出地

[illegible]

交通誘導員配置計画

実施内容	配置期間		員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制（片側2車線）	RO.O.O ~	RO.O.O	2人		元請		○日	図○
	RO.O.O ~	RO.O.O	4人		元請		○日	図○
	RO.O.O ~	RO.O.O	3人		元請		○日	図○
	RO.O.O ~	RO.O.O	4人		元請		○日	図○

施 工 体 制 台 帳

【会 社 名】

【事業所名】

建設業 の許可	許 可 業 種	許 可 番 号			許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

工事名 称及び 工事内 容							
発注者 名及び 住所	〒						
工 期	自	年	月	日	契約日	年	月 日

契 約 営業所	区 分	名 称		住 所	
	元請契約				
	下請契約				

健康保 険等の 加入状 況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号 等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
---------------	--	-------------------	--

監 督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申 出 方 法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者 の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

【下請負人に関する事項】

会 社 名			代表者名		
住 所 電話番号	〒 (TEL — —)				
工事名称及び 工事内容					
工 期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業		大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業		大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理番号等		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び意見 申 出 方 法			安全衛生推進者名		
※主任技術者名	専 任 非専任		雇用管理責任者名		
			※専門技術者名		
資格内容			資格内容		
			担当工事内容		

外国人建設就労者 の従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
------------------------	----------	------------------------	----------

過去に施工した公共工事名及び発注者

[illegible]

公社発注工事の受注状況

[illegible]

* 直近2期分の決算報告書

様式は任意です。